

**助成年度：平成 26 年度**

[所属] 東京大学大学院 新領域創成科学研究科

[役職] 特任助教

[氏名] 田中 俊徳

[課題]

## **持続可能なエコツーリズムを実現する：沖縄振興特措法に基づく「保全利用協定」を対象とした環境ガバナンスの研究**

[内容]

本研究では、持続可能なエコツーリズムを実現する政策手法として、沖縄振興特別措置法に定められる「保全利用協定」に着目し、その法的枠組み及び実施状況を明らかにするとともに、課題を論じた。研究方法は、保全利用協定に関する文書（報告書や議事録などの一次文献）の収集・解析に加え、協定を締結している利害関係者に対する聞き取り調査（約 20 件）、協議会への参与観察を用いた。とりわけ、2012-14 年度に沖縄県によって実施された「環境保全型自然体験活動推進事業」（以下、推進事業）の年次報告書及び最終報告書の解析から、次の二点を明らかにした。

第一に、保全利用協定は事業者の自主性に過度に依存しているため、政府のコントロール性が低い。同協定は、利害関係者が少なく自主ルールの合意が形成されやすい地域に予防的措置として導入するには一定の効果が見込めるが、実際に過剰利用が発生している地域では導入が断念されており、問題解決に寄与していない。第二に、モニタリングの不備がある。協定締結事業者は、毎年報告書を県に提出しているが、県による現地調査は実施されていない。

以上から、保全利用協定で保全できる自然観光資源は、現段階では極めて限定的であることが明らかとなった。一方、政府のコントロール性を高めるためのインセンティブの提供や他省庁（環境省や林野庁）との連携、モニタリングの強化といった策を組み合わせることによって、より実効性の高いソフトローに発展させ、全国的に適用できる余地がある。